

第 438 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬県自治体一般労働組合
「2020 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- ・ 群馬県労働組合会議
「群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- ・ 生協労連コープネットグループ労働組合
「2020 年度群馬県最低賃金改定に関する異議申出書」
- ・ 全労連・全国一般 群馬労働組合
「2020 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- ・ 群馬県労働組合会議
「最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000 円以上への引き上げ、実効ある中小企業支援策を求める要請書」138 筆
- ・ 「業務改善助成金」のご案内

※ 「第 438 回 群馬地方最低賃金審議会資料」は全ての資料をHPに公開しております。



2020年8月21日

群馬労働局長
丸山陽一様

群馬県自治体一般労働
執行委員長 宮内
(住所) 群馬県前橋市本町3-9



2020年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力戴いていることに敬意を表します。

8月7日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を2円引き上げて837円とする答申を行われました。

中央審議会は「コロナウイルス禍で現行水準を維持することが適当」と地方最低賃金の目安を示さないなか、関東ではAランクの埼玉・千葉が+2円、神奈川+1円、Bランクの茨城+2円、栃木+1円の引き上げ、最下位のCランクの群馬県が+2円引上げでは格差が縮まらず異議ある答申でした。

2010年政労使による「最低賃金は2020年(今年)までに全国平均1,000円を目指すこと」が合意されているとともに、私たちが提出した「最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000円以上への引き上げ、実効ある中小企業支援策を求める」要請署名の趣旨でも、1,000円には-163円とほど遠いものになったままです。

群馬地方最低賃金審議会専門部会の労使間でのやり取り報告で労働側の栃木県に並ぶ+18円引上げや2020年30人以上の事業所の賃上げ率1.74%に比する+15円引上げ要求は適正な額と思いますが、なぜ、+2円になってしまうのでしょうか。

コロナウイルス禍で生活困難に強いられているのは、非正規雇用労働者など最低賃金近傍で働く労働者です。感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの多くを支えているのは低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。これらの人たちと日本経済を守るためには最低賃金を引き上げることが必要です。

意見書や陳述で群馬の官制ワーキングプアの状況や最低賃金引き上げの重要性及び最低生計費試算で時間額1,500円は必要であり、最低賃金は今すぐ1,000円以上の引き上げは不可欠であると訴えてきました。

「不況だから」と最低賃金を抑制するのではなく、大幅に引き上げることがコロナ禍収束後の景気回復に必要な条件となります。また、地方の中小・零細企業を元気にすることが地域経済の回復につながります。

最低賃金引き上げと併せて、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金引き上げの特別な財政措置と支援策を講じるよう国や県に要請する必要があります。

群馬の最低賃金を大幅に引き上げて近隣との格差をなくすと共に、どこで働いても同じ最

低賃金が保障される全国一律最低賃金制度が求められています。

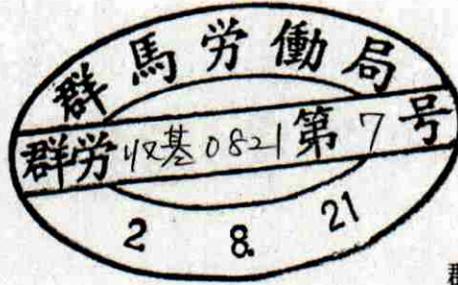
群馬県最低賃金、時間額837円の改定決定に異議を申し出ます。

以下の理由を述べ、最低賃金の抜本的な引き上げを求めます。

- 1、今回の最低賃金の引き上げですが、労働者の生計費からすれば、まったく不十分であり、今すぐに時間給1,000円以上、そして、時間給1,500円の引上げを求めます。
- 2、中央審議会は「コロナウイルス禍で現行水準を維持することが適当」と地方最低賃金の目安を示さないなかの答申で、関東6都県では群馬県が最も低く、地域間格差は縮小したとは言えず、地域間格差の解消と全国一律最低賃金制度を強く求めます。
- 3、最低賃金の引き上げは地域経済への波及効果が大きく、疲弊する地域経済の活性化につながります。特に、中小企業支援の抜本的強化と最低賃金の引き上げによる支援対策を求めます。

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 様



2020年8月21日

群馬県労働組合会議
議長 五十嵐 弘幸



群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月7日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を2円引き上げ837円とする答申をおこないました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

1. これでは人間らしい生活ができない

県労会議は、6月23日付要請書に添付した「最低生計費試算調査・総括表」で、自立して最低限度の生活をするには、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であることを示し、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回は労働者の生計費を正面にすえた審議はまったくおこなわれませんでした。

837円の改定では1,500円の55.8%であり、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。ただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことが必要です。

2. これでは最低賃金の地域間格差が縮まらない

今回の中央最低賃金審議会の目安には「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ」と地域間格差の縮小についての言及もあり、関東地方1都6県で最も低く格差が年々拡大している群馬県においては、このことをいっそう重く受けとめた審議が求められていました。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、人口の東京などへの一極集中を是正していくうえでも、最低賃金の地域間格差の解消は重要になっていました。

2円の引き上げでは、格差をいっそう拡大させることにはならなかったものの、群馬県で12か月働いて得られる年収を、東京都では10か月、埼玉県では11か月働けば上回って

しまうほどに拡大している格差を縮小することにはつながっていません。

3. コロナ禍の経済危機だからこそ最低賃金の大幅引き上げが必要

今回の審議では、コロナ禍の経済危機だから賃金は上げられないということばかりが強調されました。確かに、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済に深刻な影響を与えています。そして、新型コロナウイルスの収束には一定の時間を要することになります。だからこそ、一時的な緊急の生活補償とともに、持続可能な生活を担保するための最低賃金の抜本的な引き上げが必要になっているのです。このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破壊を防ぐことはできません。

そして、今回の経済危機の中心は、GDPの6割を占める家計消費の著しい落ち込みにあります。リーマンショックの時と同じように労働者を犠牲にして経済回復を図ろうとするのでは、再び長期不況をつくり出すことにしかありません。コロナ禍によりインバウンド中心の観光振興や輸出に頼る外需獲得は難しくなっており、内需拡大を経済政策の柱にすることが必要です。今回の経済危機のもとで、これまでの賃金抑制の誤りを繰り返すのではなく、国民の消費購買力を回復させる賃金の引き上げこそ求められています。

4. いまこそ、中小企業支援の抜本的強化を

最低賃金の改定の答申の際に、審議会長が中小企業支援の継続を求め、労働局長が支援策の周知・活用について言及されました。ただ、それは現行制度の枠内にとどまるものに思われました。

コロナ禍にあつて、内需拡大と地域経済活性化につながる最低賃金の大幅引き上げができるように、いまこそ、最低賃金の引き上げを直接の目的とする助成金の拡充や、社会保険料の減免を実施するなどの中小企業支援策の抜本的強化、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにする法整備をおこなう時なのです。審議会として、労働局長を通じて、国に中小企業支援の抜本的強化を求めることが重要になっています。

5. 改正額の公正さを担保するには、審議の全面公開を

コロナ禍の経済危機にあつて注目された最低賃金改定の審議ですが、結局今回も実質的な審議は非公開のままでした。これでは、改定額の公正さは担保されず、労働者の納得は得られません。公開の場で、改めて根拠ある審議をおこなってください。

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 様



2020年8月20日

生協労連コープネットグループ労働組
中央執行委員長 占部 修

2020年度群馬県最低賃金改定に関する異議申出書

1. 異議申出の主旨

8月7日、群馬地方最低賃金審議会は、群馬県最低賃金を「時間額 837 円」とする旨を群馬労働局長に答申しました。

中央最低賃金審議会が答申目安額を出さなかったことにより、地域間格差を縮められることを期待しておりましたが、+2円とはあまりに低すぎます。群馬地方最低賃金審議会としての考えを評価することは出来ません。今回の審議開始にあたって提出した意見書でも述べた通り、今回の改定では大幅な引き上げが必要と認識しています。今回の改定決定額が、これまでも増して大幅改定には程遠い内容であることから、異議申出を行い、改めての審議と時間額 1,000 円以上への引き上げを求めるものです。

2. 今回の審議・答申における主な問題点

(1) 837円は生計費原則の最低賃金とは程遠い額です

生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額 22～23 万円は必要だという結果が出ていて、時給に換算すると 1,400 円～1,500 円以上となっています。群馬県最低賃金（時間額 837 円）では、最低限度の人間らしい生活を保障するには不十分です。

(2) 格差は縮まらない

群馬県の最低賃金は、関東地方の中で最低クラスであることはご承知だと思います。意見書でも述べた通り、「労働力の県外流出」を止め、群馬県内の経済を活性化することができるのか疑問です。+2円にするだけでは、差は縮まりません。群馬県内の企業がどう労働者を確保し、適正な賃金を支払い、それがどう地方経済の活性化につながっていくか、真剣に議論されたとはとても思えません。

(3) 最低賃金が 1,000 円を超えるまで私たちは長くは待てません

意見書でも述べた通り、生計費資産調査では、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な生計費は月額 22～23 万円は必要だという結果が出ています。時給換算 1,400 円～1,500 円以上です。本来なら今すぐにも最低賃金を 1,500 円以上にしなければ生存権を守れないはずですが、私たちが目指す水準は時給 1,500 円ですが、せめて早急に 1,000 円を超えたいと願っています。群馬県の最低賃金が 1,000 円を超えるまでにそれほど長く私たちは待てません。貧困と格差の広がりにはもはや放置できない社会問題であり、社会悪ともいえる状況です。コロナ禍の中で危険と不安と闘い、私たちの暮らしを守るために奮闘している多くの非正規労働者は休業補償にも地域間での格差があることにより、とても生活が保障されるだけの金額が支払われない現状であること。貧困と格差を解消していくには、最低賃金の大幅引き上げが必要だとあらためて表明します。

以上、私たちの正当な異議申し立てにご理解をいただき、最低賃金行政の抜本的是正をはかるよう厚生労働省に上申することを強く要請します。

以上



2020年8月24日

群馬労働局
局長丸山陽一様

全労連・全国一般 群馬労働組合
執行委員長 吉崎照二 見

2020年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

去る8月7日、群馬県最低賃金審議会は最低賃金の改正決定について時間額を2円引き上げて837円とする答申を行った。

中央最賃審議会が目安額を示さなかった中で今回の引き上げがあったことは評価しつつも下記の事由により今回の群馬県最低賃金1時間837円の改定に異議申出を行う。

記

1. 地域間格差を解消する議論を展開したのか。

今回の改定で最低賃金の関東最下位群馬県(837円)とトップの東京都(1,013円)との差は176円である。隣接する埼玉県(928円)とは91円、栃木県(854円)とは17円の差がある。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になる。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾・ねじれが生じていることになる。

この地域別最低賃金によって労働力人口流出現象が起こっている統計調査もある。また、私どもの上部組織全労連の調査ではどこに住んでいようが、月額ベースで約23万円前後で、時給ベースで1,500円が必要であるという調査結果が出ている。北海道から沖縄まで時給ベースで1,500円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一挙に解決できると確信する。「全国一律最低賃金制度」を最大優先課題に据えて議論し、全国一律最賃が一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるよう議論することを望む。

2. 2010年政労使合意を実現しなかったことは約束違反である。

2010年に政労使合意が示された。それは「早期に800円にし、全国平均1,000円を目指す」とした。その到達年は2020年である。これは、国民に対して約束した合意文書です。また、安倍首相をして、「最低賃金を全国平均1,000円を目指す」とした最賃引き上げ構想は1年

につき3%ずつ引き上げるとしたロードマップである。

今回の引き上げでは全国平均1,000円到達も世界水準の1,500円到達が遠のく結果となった。

コロナ禍にあるからこそ、景気回復は労働者・国民の懐を温める政策を優先課題として行うことです。日本の労働者全体の底上げを行うことが急務である。今回の改定では、国民の期待に応えていないと断ぜざるをえない。

以上

最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000円以上への引き上げ、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

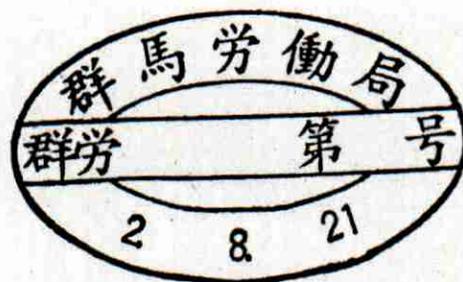
2020年8月21日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿



138筆

(7月21日提出分とあわせて1,563筆)

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率				
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)				
		2~3人	40万円						
		4~6人	60万円						
		7人以上	80万円						
30円コース	30円以上	1人	30万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)		
		2~3人	50万円						
		4~6人	70万円						
		7人以上	100万円						
60円コース	60円以上	1人	60万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)	
		2~3人	90万円						
		4~6人	150万円						
		7人以上	230万円						
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2~3人	150万円						
		4~6人	270万円						
		7人以上	450万円						

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。(令和2年4月13日現在) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



労働局に事業実施結果を報告



支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人
 【事業内容】縫製製品製造業
 【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
 縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



1日あたりの生産量が4割増大

＜独自の工夫＞
 トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

【事業内容】 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

【成果】 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善

事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人
 【事業内容】放課後デイサービス
 【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの格納を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



5分～10分の乗降時間短縮と人員効率化

＜独自の工夫＞
 風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

【事業内容】 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

【成果】 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。